

農政なら

編集・発行
奈良県農業会議(奈良市登大路町・県庁内)
TEL 0742-22-1101(内線5623~9)
FAX 0742-24-8576

トピックス

平成27年度 全国農業委員会会長大会が開催される 現場の実態に即した農委制度の確立を目指す要請等を採用



平成27年5月28日に、全国農業会議所主催の2015年度全国農業委員会会長大会が、市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役員等約2,000人の参加により、東京都千代田区の「日比谷公会堂」において開催されました。大会の開会にあたり、二田全

国農業会議所会長は「農業委員会制度発足以来の最大の改革をいかに乗り越え、実のあるものにしていくか。活力ある農業・農村を築いていくことを確認したい」とあいさつしました。

農業委員会と農業委員が「人と農地」の課題に取り組むに当



たり、引き続き地域に根ざし円滑に機能するよう、現場の実態を踏まえた委員会制度を求めため、「新たな農業委員会制度の確立に関する要請決議」を採用しました。そのほか、「新たな基本計画を実現する農政の確立に向けた政策提案決議」「TPP交渉において国会決議の遵守を求める要請決議」「農地を活かし、担い手を応援する全国運動の推進に関する申し合わせ決議」「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議」を満場一致で採択しました。

決意表明は、山形県酒田市農業委員会、静岡県島田市農業委員会、福岡県みやま市農



業委員会が行い、それぞれが日頃から実践している活動を報告するとともに、今後の取り組み強化を誓いました。

大会に先立ち「第7回耕作放棄地解消活動表彰」の表彰式も行われました。農林水産大臣賞に静岡県島田市農業委員会、農村振興局長賞に鹿児島県の株式会社三窪建設、全国農業会議所会長特別賞に岩手県の久慈市農業委員会と長野県の一般社団法人月誉平栗の里がそれぞれ表彰されました。

大会終了後、この大会に参加した県下市町村農業委員会会長の中心に、県選出国会議員の代議士へ要請を行いました。

農委法・農協法・農地法改正案が衆議院を通過

政府提出の農業委員会法・農協法・農地法の一部を改正する法案が、6月30日の衆議院本会議で、自民党、維新の党、公明党、次世代の党などの賛成多数で可決されました。

農業委員会法に関しては、農業委員の選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員の創設、都道府県農

業会議及び全国農業会議所の農業委員会ネットワーク機構への移行などが柱となっています。

本会議での可決に先立ち自民党、民主党、維新の党、公明党が共同で提案した附帯決議では、推薦・公募が適正な手続きで行われること、農業委員と推進委員の定数と報酬水準の確

保、地域代表性の堅持などが盛り込まれました。

参議院の審議を経て可決・成立されることが想定されますが、可決後には農業委員会や農業会議でも新たな法案への対応が求められることとなるため、今後の動きや内容に注視が必要です。

TPP交渉加速から米国TPA法案が成立

環太平洋連携協定（TPP）交渉を進めるうえで、参加国から必要不可欠とみられていた米国の大統領領貿易促進権限（TPA）法案が、6月29日にオバマ大統領の署名で成立しました。

7月中にも開催される閣僚会合で12カ国で合意が図られ、最終的に署名に至る

手順で交渉が加速することも予想されます。

ただ、交渉では農産物関税や知的財産などの難航分野が依然残っている状況です。農業委員会系統組織としては、これまでも米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など重要品目について、国会決議を踏ま

え関税撤廃の除外対象とするよう求めた「TPP交渉において国会決議の遵守を求めると要請」の活動を行ってきたところであり、早期妥結に向けた交渉で国益を損うこととならないよう注視が必要です。

麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物など重要品目について、国会決議を踏ま

農業法人1日就業体験 （農業インターンシップ）

in奈良 開催！

「農業法人1日就業体験 in奈良」が6月21日、宇陀市の（有）山口農園を会場に開催され、奈良県内で農業を始めたいなどとする23人が県内外から参加しました。

農業も就職先の選択肢の一つとして注目され、奈良県内でも農業法人等への雇用就農者が増えています。この取り組みは、経営理念や販売戦略・生産技術などの総合的な経営管理能力がトップレベルにある農業経営者の下で就業体験を行うことで、①食料生産の重要性と現状把握②農業への理解を深めてもらうこと③農業法人への就職を具体的にイメージしてもらうことをねらいとし、県農業会議ならびに県農業法人協会が共催し取り組みました。

当日は、山口貴義代表取締役社長のほか山口農園の

関係者の皆さんの協力の下で、ミズナの収穫作業体験や山口農園の会社概要・取り組み内容の説明、調整作業体験と堆肥場の見学、新規就農や農業法人就業に向けた支援施策の説明を行いました。

参加者からは「農業の魅力が再認識できた」「就業や就農に向け何が必要かいメージできてよかった」などの声が聞かれました。



平成27年度「農地パトロール」

平成21年12月の改正農地法施行により、農地の権利を有する者の責務規定が設けられるとともに、農業委員会の新たな役割として「農地の利用の状況についての調査」の実施が法律上で義務付けられました。調査の徹底と効率的な実施を行うため、農地パトロールを「利用状況調査」として行っています。

平成26年には「農地中間管理事業の推進に関する法律」および「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の施行により、農地利用の効率化・高度化の促進に向けて「農地中間管理機構」が創設され、併せて遊休農地対策も強化されました。これまでの遊休農地所有者等に対する農業委員会の指導、通知、勧告等の一連の措置が、「利用意向調査」、「農地中間管理機構との協議の勧告」等の措置へ再編、簡素化され、農地中間管理機構の活用を通じて遊休農地の有効利用を進める仕組みとなっています。また、こうした情勢のも

と農業委員会系統組織では、平成26年度から新たな組織運動である「農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を発足し、「遊休農地の発生防止・解消対策」に引き続き力を入れて取り組んでいくこととしています。

農地パトロールによる地域の農地利用の総点検や遊休農地の把握、農地中間管理機構等を活用した遊休農地の発生防止・解消、無断転用防止への働きかけについて、重点的に取り組むことが求められています。

「農地パトロール」の実施期間は、平成27年8月11月を基本としています。が、現場の実情に応じてそれ以外の時期に設定することも差し支えありません。農業委員会としての取り組みは次のとおりです。

2. 対象農地
市町村管内の全ての農地が対象です。

3. 実施内容
(1) 遊休農地および遊休化のおそれがある農地の把握
(2) 農地法の許可案件の履行状況の確認
(3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
(4) 農地の違反転用の早期発見・是正
(5) 相続税又は贈与税の納税猶予適用農地の利用状況の確認
(6) 仮登記農地の利用状況の確認
(7) 営農型発電設備が設置された農地の適切な営農状況の確認

4. 実施体制
旧市町村や大字等、適当な範囲で区域を区切り、地区担当の農業委員と事務局に加え、必要に応じて農業委員会協力員や地域農業に精通した者、市町村職員、農業団体等の協力を得て実施します。

5. 実施手順
(1) 事前準備
①「実施要領」等の決定
実施期間や調査の方法等を明らかにした「実施要領」などを決定し対応を図ります。
②推進会議（仮称）の開催
実施者を対象に推進会議を開催し、意思統一を図ります。
③地図等の用意
地図やこれまで実施した調査結果等を用意します。
④マスコミ等への周知
調査を実施する旨を地元新聞社やテレビ局等のマスコミへ周知を図ります。

①道路からの目視で確認のうえ調査します。
②目視により遊休化等が確認された場合は現地で写真を撮り、その旨を地図等に記録します。なお、すでに山林化していることが確認された場合も調査したことにします。
(3) 調査結果の整理
①調査結果の整理
②荒廃農地調査への反映
③農地基本台帳等への反映
④「人・農地プラン」作成活動への反映

「奈良県農薬危害防止運動」実施中

平成27年6月1日から9月30日までの期間、「奈良県農薬危害防止運動」が実施されます。

この運動は、農薬の適正な使用及び保管管理等の徹底が、食品の安全性確保、県民の健康保護及び生活環境の保全を考える上で極めて重要であることから、県の機関や団体が連携して周知啓発を行い、農薬の不適正な取り扱いによる危害を防止することが目的です。

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地とこれに近接する土地、住宅地に近接する森林等及び住宅地に近接した家庭菜園・市民農園で、農薬の飛散を原因とする、住民や子供等への健康被害が発生しないよう、農薬を使用しない管理や散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止を、パンフレットなどで呼びかける取り組みなどを行っています。

「農」へのメッセージ



山添村農業委員会 会長

井岡 正守

山添村は、奈良県の東北部、大和高原と呼ばれる地域の一角で、奈良市、宇陀市、三重県伊賀市、名張市に接しています。森林が広範囲を占め、南西部は比較的平坦な耕地が広がっていますが、地域のほとんどは山間の棚田状の水田と山腹の茶や野菜等の傾斜畑であるため、耕地の団地化が難しい状況にあります。水稲と茶を主とした農業が営まれています。

本村農業委員会では、委員から「委員は、どんな活動をしているのか」、「今どんなことが農業に関わって課題・問題となっているのか、足元から見直し考えてはどうか」という意見が出されました。それぞれの地域によって抱えている課題は千差万別ですが、その意見を受け全農業委員が「農」に関わることについて平成24年から平成26年にかけて意見発表・意見交換会を実施しました。今それぞれの地域が抱えている問題を

出し合い、課題を検証することになりました。今後は、その課題をどのように活動に活かしていくかが大切なテーマとなっています。

現在、農業委員が取り組んでいる主な活動としましては、一つは「人・農地プラン」の推進が上げられます。農業委員は各地域の「人・農地プラン」の作成の中核となり、行政と地域のパイプ役として頑張っています。現在11地区（13ヶ大字）でプランが作成されています。

また、「農業委員会だより」を発行しています。農業委員会の活動について広く住民の方にお知らせするため、初めての試みとして委員の中から編集委員を選任し、「農業委員会だより」を昨年（平成26年7月）発行しました。

さらに、遊休農地解消活動を行っています。委員からの提案で、今年には遊休農地に「みょうが・大豆・さつまいも」を作付けし、遊休農地解消対策に取り組んでいます。今回収穫された大豆を使って村内の保育園児と一緒に食育も兼ねて「みそ」を作り、また、この出来上がった「みそ」を学校給食に使用してもらう計画をしています。農を取り巻く状況は大変厳しいですが、今後も自給率向上に向けた啓発活動に取り組みたいと考えています。

農業会議だより

「農の雇用事業」平成27年度 第2回募集のお知らせ

全国農業会議所では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修等に対して助成する「農の雇用事業」（平成27年度第4回）の参加者を募集しています。

また、農業法人等が新たな農業法人の設立による独立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成する「法人独立支援タイプ」の募集もあわせて実施しています。

【募集期間】

平成27年7月1日から8月31日まで

【研修助成期間】

平成27年11月1日から平成29年10月31日まで

【助成内容】

研修生1人あたり年間最大120万円

【内訳】

①新規就業者に対する研修費 月額最大97,000円
助成額の上限は、9万7千円または研修生に支払った賃金月額のいずれか低い金額となります。

（法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は月額最大4万8千円）

②指導者研修費 年間最大36,000円
指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です。

（法人独立支援タイプでの3年目以降の助成額は年間最大2万4千円）

【問い合わせ・申請先】

奈良県農業会議

〒630-8501

奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎内

☎0742-122-1101（内線5627）

《全国農業図書 新刊紹介》

◎耕作放棄地解消活動事例集 Vol.7

平成26年度の「第7回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰事業」で表彰された活動事例を収録しています。

農林水産大臣賞など受賞事例の取り組みを写真入りで紹介したほか、応募いただいた多数の事例の「ポイント」を分かりやすくまとめられています。

各地域での耕作放棄地対策のご参考として、農業委員など地域リーダーの皆さんにご読みたいだきたい冊子です。

.....515円

《県農業会議関係会議日程》

7月18日

・平成27年度

第1回日本農業技術検定

7月21日

・農業者年金特別研修会

8月3日

・常任会議員会議

8月7日

・奈良県農業会議第118回通常総会

9月2日

・常任会議員会議

10月2日

・常任会議員会議